

世界遺産講座

第17講

包括的保存管理計画とは

世界遺産講座第17講では、重要な包括的保存管理計画について紹介します。

普段生活していると、家電や家具が壊れることがあります。それをそのままにしておくと何の役にも立ちません。そのため、壊れた際は所有者がすぐに修理し、使用者に依頼する場合もあるなど、壊れている具合にもよるかと思います。世界遺産も根幹としてはこれと同じで、資産に何かあつた場合、保有国はすぐに対処する必要があります。私たちの日常ではこれを計画立てて管理することはあります。せんが、世界遺産の場合は管理の規模が極めて大きくなることから、登録前に適切な管理計画が必要となります。そこで今回は世界遺産

について、誰がどのように管理するかを示した包括的保存管理計画について紹介します。

包括的保存管理計画はいわゆる「作業指針」において、顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくために、その保存管理の内容を明確に示すものとして策定が必須と定められています。つまり、顕著な普遍的価値を記載した推薦書とは別に保存管理について記載した計画が必要ということです。世界遺産は世界各国で登録されており、資産のタイプや特性、その資産が置かれている文化的・自然的環境も千差万別であり、一概に適切な管理が必要と言つても国により大きく異なります。そのため、「作業

指針」では記載しなければならない共通的な要素を掲げています。世界遺産の登録を審議するイコモス及び世界遺産委員会では推薦書とともにこの包括的保存管理計画についても審査の対象としています。その内容は保存管理の基本方針や緩衝地帯も含めた一体的な保全、その公開と活用の推進、モニタリングの実施等です。保存するだけではなく、それを後世に守り伝えていく機運を醸成するための公開と活用も含まれています。

近年の世界遺産は資産が単体ではなく複数から構成されている場合がほとんどで、それらを効率的かつ適切に管理する上でも包括的保存管理計画の存在が重要となっています。日本の場合、世界遺産の構成資産とするには文化財保護法による史跡等により保護措置が担保されていることが必須とされています。一方史跡等の指定は、個別に保存管理するための計画に基づき管理する必要があると定められています。つまり、日本の資産についても、遺産を守るための世界遺産が人類共通の遺産を将来に伝えることを目的に創設されたように、遺産を守ることが最重要であることを物語っているといえます。